

## 平成 3 1 年度教職課程認定審査要領について

平成 2 9 年 7 月 日  
課程認定委員会決定

教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日法律第 8 7 号)(以下「改正法」という。)及び教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成 2 9 年文部科学省令第 号)(以下「改正規則」という。)の施行に伴い、平成 3 0 年 4 月 1 日において免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている教職課程が平成 3 1 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程を有するための認定(以下「再課程認定」という。)又は平成 3 1 年度から新たに教職課程を有するための認定(以下「通常の課程認定」という。)における審査要領については、以下のとおりとする。

## 1. 基本的な考え方(再課程認定)

既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては申請書類の一部を省略するものとする。

## 2. 提出書類(再課程認定)

(1) 再課程認定申請にあたっては、既に認定を受けている学部・学科等の平成 3 0 年 4 月現在の教育課程及び教員組織と平成 3 1 年 4 月に引き続き認定を受けようとする教育課程及び教員組織の新旧対照表を提出するものとする。

(2) 平成 3 0 年 4 月において次の表の第 1 欄の事項を含む科目を担当する専任教員、兼任教員、兼任教員(以下「教員等」という。)が、平成 3 1 年度以降も次の表の第 2 欄の事項を含む科目を引き続き担当する場合には、授業計画(シラバス)の提出を省略するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
「教科に関する科目」の各事項	「教科に関する専門的事項」の同一名称の事項 ※小学校「外国語」、中学校・高等学校「英語」を除く。
「養護に関する科目」の各事項	「養護に関する科目」の同一名称の事項
「栄養に係る教育に関する科目」の各事項	「栄養に係る教育に関する科目」の同一名称の事項
教職実践演習	教職実践演習
教科(養護、栄養に係る教育)又は教職に関する科目(専修免許状課程の科目を含む。)	大学が独自に設定する科目

(3) 平成 3 0 年 4 月において次の表の第 1 欄の事項を含む科目を担当する教員等が、平成 3 1 年度以降も次の表の第 2 欄の事項を含む科目を引き続き担当する場合には、教員等の履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出を省略するものとする。

第1欄	第2欄
「教科に関する科目」の各事項	「教科に関する専門的事項」の同一名称の事項 ※小学校「外国語」を除く。
「養護に関する科目」の各事項	「養護に関する科目」の同一名称の事項
「栄養に係る教育に関する科目」の各事項	「栄養に係る教育に関する科目」の同一名称の事項
各教科の指導法	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※小学校「外国語の指導法」を除く。
保育内容の指導法	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
道徳の指導法	道徳の理論及び指導法
特別活動の指導法	特別活動の指導法
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
進路指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法
教育実習	教育実習
養護実習	養護実習
栄養教育実習	栄養教育実習
教育実習 養護実習 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	学校体験活動
教職実践演習	教職実践演習
教科（養護、栄養に係る教育）又は教職に関する科目 （専修免許状課程の科目を含む。）	大学が独自に設定する科目

（４）特別支援学校教諭の教職課程については、再課程認定申請は不要とする。ただし、改正規則第7条表備考第5号により特別支援学校教諭の教職課程に「学校体験活動」を追加する場合には、新旧対象表、科目を担当する教員等の履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書、教育実習計画に関する書類及び実習校からの受入れ承諾書を提出し申請を行うものとする。

(5) 再課程認定申請にあたっては、以下の書類の提出を省略するものとする。

- ①認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織に関する書類
- ②学部・学科等別（研究科・専攻等別）教員組織に関する書類
- ③教育実習校からの受入れ承諾書

ただし、「教育実践に関する科目」又は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に「学校体験活動」に関する科目を追加する場合においては、実習校からの受入れ承諾書の提出を要する。

- ④認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
- ⑤認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類
- ⑥教職課程認定審査の確認事項1（2）に規定する誓約書
- ⑦履修カルテ
- ⑧単位互換協定書

ただし、再課程認定申請にあたって新たに単位互換協定を締結した場合においては、単位互換協定書の提出を要する。

### 3. 審査方針（通常の課程認定及び再課程認定）

(1) 「各教科の指導法（保育内容の指導法）」科目において、次期学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が含まれているか確認を行うものとする。

(2) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。

ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

- ①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

※通常の審査においては10年以内の活字業績が記載対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載を可能とする。

- ②「各教科の指導法」「道德教育の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(3) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

- ①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績
- ②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

### 4. 幼稚園教諭の教職課程について（通常の課程認定及び再課程認定）

改正規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類は小学校教諭の「教科に関する専門的事項」及び平成30年度認定までの幼稚園教諭免許状の教職課程の申請にかかる「教科に関する科目」の基準を準用する。
- (2) 改正前の施行規則第2条により認定を受けた場合は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」にかかる事後調査を行うこととする。